

安全・安心な暮らしを育むために

雨水浸透・貯留施設の 設置に助成します

内灘町雨水浸透施設等設置費補助金制度のご案内



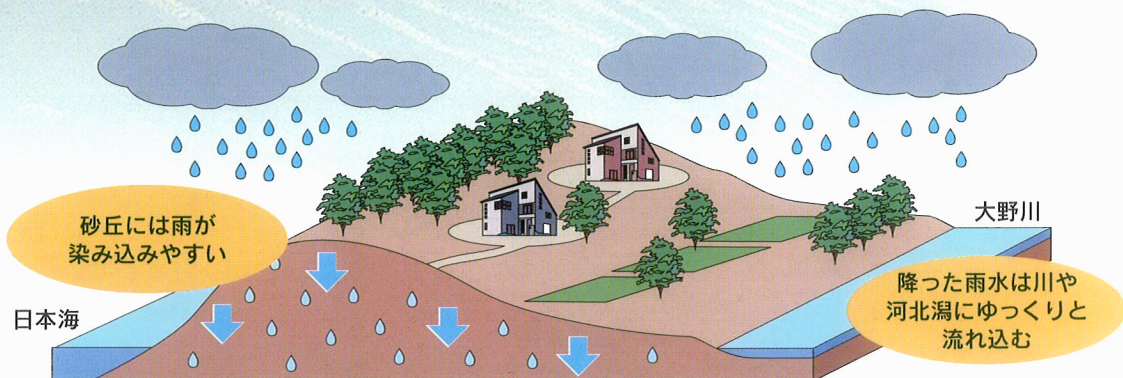
内 灘 町



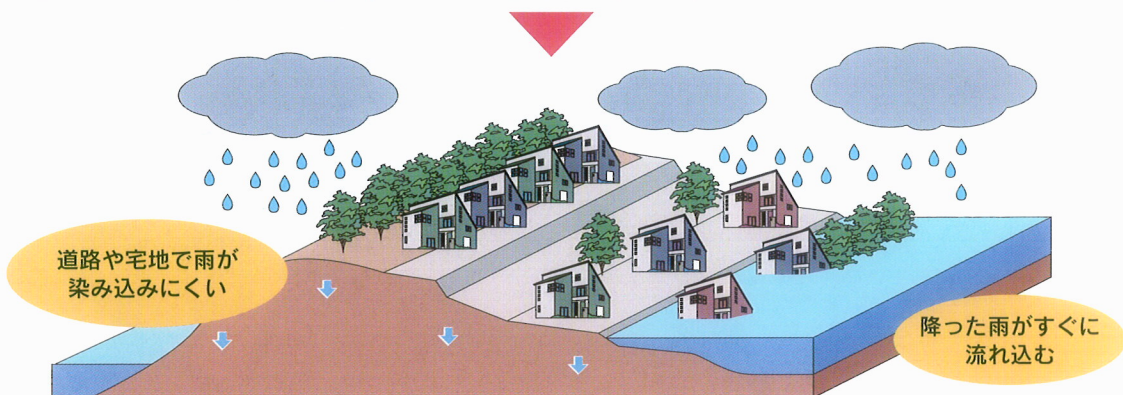
制度のねらい

内灘町は、東側に河北潟や大野川、西側に日本海と水辺空間に恵まれています、町域は、典型的な海岸砂丘地で、河川や山が見あたりません。

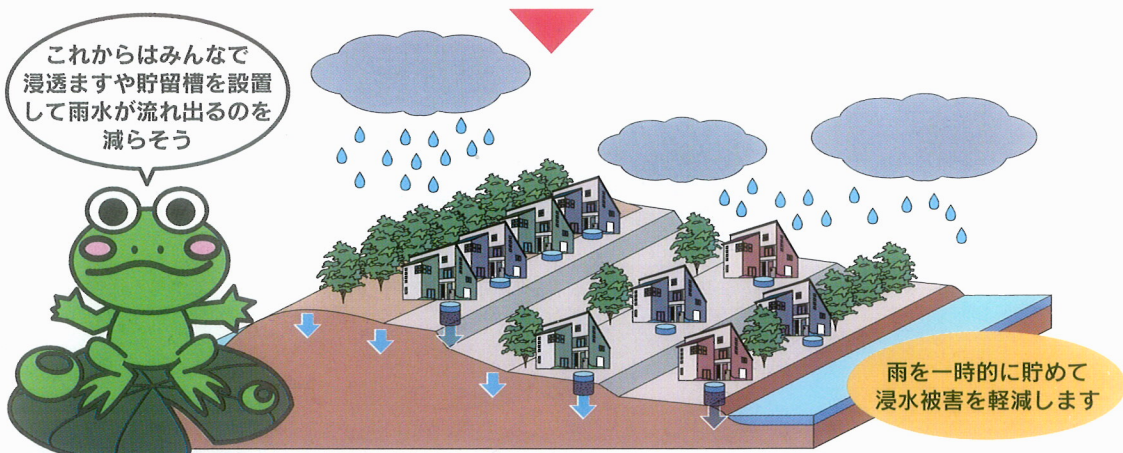
都市化による雨水の流出量の増加に加え、近年のゲリラ的な集中豪雨の多発により、低い土地が浸水するようになりました。



昔は、畑地や空地が多く、降った雨のほとんどが砂丘に染み込んでいました。



今は、降った雨のほとんどがそのまま流れ出し、低地において浸水被害が起こるようになりました。

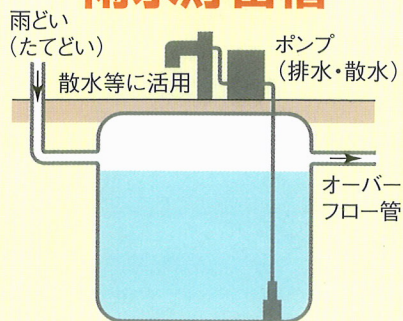


これからは、町全体で雨水の流出抑制の取組を推進することが必要です。又、地下水の汲み上げによる地盤沈下の進行を抑えるうえでも、地下水の涵養は大切なことです。

助成の対象となる施設

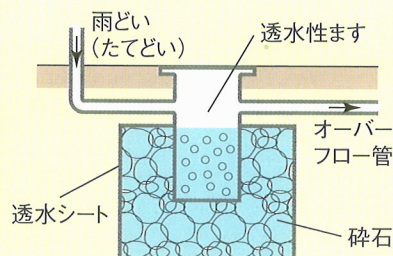


浄化槽転用 雨水貯留槽



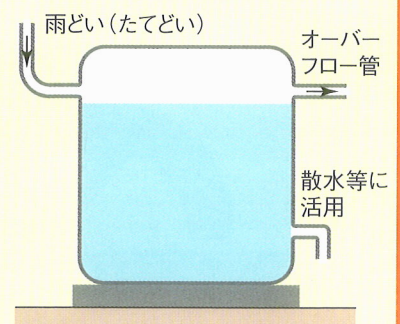
- 用途廃止済みで、清掃済みのもの

雨水浸透ます



- 透水性ますの内幅は20cm以上
- ますの外側は砕石で覆う

雨水貯留槽



- 100ℓ以上のもの

※設置した施設の機能を発揮させるために、町と管理協定を結び、各家庭で点検・清掃を定期的に行いましょう。

助成の概要

種別	対象経費	区分	補助金の額
雨水浸透施設	雨水浸透ますの設置、雨水の集排水のための配管等に要する材料費、工事費及び諸経費※1	口径200ミリメートルのもの	対象経費の2/3に相当する額以内の額とし、その額は、 1個当たり23,000円 を超えないものとする。
		口径又は内径300ミリメートルのもの	対象経費の2/3に相当する額以内の額とし、その額は、 1個当たり26,000円 を超えないものとする。
		口径又は内径350ミリメートル以上のもの	対象経費の2/3に相当する額以内の額とし、その額は、 1個当たり35,000円 を超えないものとする。
雨水貯留施設 (既存浄化槽の転用に よるものに限る。)	浄化槽改造時の清掃、内部部品の撤去及び改造、ポンプの購入及び設置、雨水の集排水のための配管等に要する材料費、工事費及び諸経費※1		対象経費の2/3に相当する額以内の額とし、その額は、 1基当たり80,000円 を超えないものとする。
雨水貯留施設 (既存浄化槽の転用に よるものを除く。)	雨水貯留槽の設置、雨水の集排水のために配管等に要する材料費、工事費及び諸経費。 ただし、自己施工の時は、その材料費。	容量100リットル以上200リットル未満のもの	対象経費の2/3に相当する額以内の額とし、その額は、 1基当たり20,000円 を超えないものとする。
		容量200リットル以上のもの	対象経費の2/3に相当する額以内の額とし、その額は、 1基当たり25,000円 を超えないものとする。

※1工事を行うにあたって町が別に定める排水設備業者以外のものが工事を実施した場合、助成対象にはなりませんのでご注意下さい。

事前相談から助成金請求までの流れ

事前相談
打ち合わせ

交付申請
書類の提出

交付決定の
通知

雨水浸透・
貯留施設設置

設置完了書類
の提出

設置の確認

管理協定・
助成金請求

助成制度のお問合せ、ご相談はお気軽に

都市整備部都市建設課（上下水道事業）

〒920-0292内灘町大学1丁目2番地1 Tel.076-286-6718 Fax.076-286-6719

E-mail : gesuido@town.uchinada.lg.jp